

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」のうち
「ダイナミックマップ国際協調に向けた海外動向等に係る総合調査」
に係る公募要領

平成 29 年 4 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI 部

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」のうち
「ダイナミックマップ国際協調に向けた海外動向等に係る総合調査」に係る公募要領について
(平成 29 年 4 月 28 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 29 年度から平成 30 年度まで「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」プロジェクトを実施する予定です。「ダイナミックマップ国際協調に向けた海外動向等に係る総合調査」に係るプロジェクトの受託を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、平成 29、30 年度の政府予算に基づき実施します。ただし、平成 30 年度の予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システム／大規模実証実験」のうち「ダイナミックマップ国際協調に向けた海外動向等に係る総合調査」

2. 調査内容／事業の概要

(1) 背景

平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックに向け、我が国の優れた最先端技術等によるイノベーションを世界に発信できるよう、自動走行システムについても実用化の加速を図ることが重要です。今回の大規模実証実験は、このような観点から、5 つの技術領域（ダイナミックマップ、HMI（Human Machine Interface）、情報セキュリティ、歩行者事故低減、次世代都市交通）を中心に、自動車メーカー等の参加のもと、公道の実交通環境下において技術検証を行っていくものです。

また、今後の実用化に向けた技術面、運用面、制度面等での具体的課題の抽出とともに、海外メーカー等にも参加を呼び掛け、国際連携・協調の推進等も図っていくこととしています。更に、別途、自動走行システムに対する一般の方々の正確な理解促進と社会受容性の醸成等に向けたイベントの開催を予定しております。

(2) 目的

ダイナミックマップのデータモデルに関して国際協調を推進するにあたって、国内外の活動の調査や NDS・OADF など関係組織との議論を通し、業界仕様(デファクト)を中心とした情報収集を行い、以下を実現する。

- ▶ ダイナミックマップのデータモデル業界仕様と国際標準に関する国内・国際協調の検討・推進
- ▶ ダイナミックマップに関する国内外の関係組織との連携強化
- ▶ 国内関係組織とのダイナミックマップに関する知識共有による研究開発の促進

(3) 事業内容

仕様書を参照下さい。

(4) 事業期間

平成 29 年度～平成 30 年度

(5) 事業規模（平成 29 年度）

10 百万円

3. 応募要領

(1) 応募資格

次の a.から c.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術の調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDO が調査／事業を推進する上で必要となる措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

(2) 応募方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「5.提案書類の提出期限及び提出先」に基づいて御応募下さい。なお、FAX 及び E-mail での書類の提出は受け付けられません。
- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。
 - ・仕様書 (PDF)
 - ・提案書類 (WORD)
 - ・調査委託契約書 (案) (本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。)

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

(3) 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。事前登録は不要です。

<説明会の会場、日時>

日時：平成 29 年 5 月 9 日 (火) 11 時 00 分～12 時 00 分

会場：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDO 分室
東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 12 階

4. 審査等

(1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので御了承願います。

(2) 審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

(3) その他留意事項

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給 (以下「不正使用等」という。) については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不

正使用等指針」という。※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2) に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.htmlへリンク>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。
 - iii. (補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iv. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。
 - v. (不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - vi. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - vii. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3) 及

び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.htmlへリンク>

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
 - iii. （応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
 - iv. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
 - v. （応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
 - vi. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - vii. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html ヘルリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

○独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了願いたします。

5. 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年5月18日(木) 正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

メール配信サービスのご登録：<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 坂本、平林、齊藤、林

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

6. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までFAXにてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 坂本、平林、齊藤、林

FAX：044-520-5243